官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令（経済産業六一）　二
○貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令（同六二）　二
〔法規的告示〕
○無線局であって、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として当該無線局の送信設備の設置場所又は移動範囲とすることができない地域を定める件の一部を改正する件（総務三一九）　二
○輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表第六号の規定により経済産業大臣が告示で定める化学物質の開発又は製造及び宇宙に関する研究を廃止する件（経済産業一三六）　二
○インバランスリスク単価等を定める告示の一部を改正する告示（同一三七）　二
〔その他告示〕
○飲用乳の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁一一）　三
○令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件（中央選挙管理会二五）　四
○令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区における衆議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件（同二六）　四
○国立大学法人法第二十一条の九第二項の規定に基づき、同条第一項の承認をした国立大学法人を告示する件（文部科学七四）　四
○環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針の一部を改正する件（農林水産一四一五）　五
○Bureau Veritas SAから登録事項の変更の届出があった件（国土交通八八五）　五
○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（防衛二一五）　五
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（中国地方整備局六六）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（茨城県公安委七〇）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岐阜県公安委一三）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（愛知県公安委二二）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（三重県公安委二九）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（滋賀県公安委一一四）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（京都府公安委一四一）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（大阪府公安委一三〇）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（兵庫県公安委一九一）　七
〔国会事項〕
内閣　内閣府　内閣府・文部科学省　八
〔人事異動〕
内閣　内閣府　内閣府・文部科学省　八
〔叙位・叙勲〕
内閣　内閣府　内閣府・文部科学省　八
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　八
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（岐阜労働局最低賃金公示一、愛知同一、香川同一）　九
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第三条第二項の規定関係　九
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　三二

省　令

○経済産業省令第六十一号

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十八日

経済産業大臣　武藤　容治

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 一～五　（略） （削る）	**別表** 一～五　（略） 六　化学物質の開発若しくは製造（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）、微生物若しくは毒素の開発等、ロケット若しくは無人航空機（本則第一号に規定する核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置を運搬することができるものであってその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のものを除く。）の開発等又は宇宙に関する研究（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの若しくはこれらの者から委託を受けて行うことが明らかにされているもの。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年十月九日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○経済産業省令第六十二号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第五項の規定に基づき、貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十八日

経済産業大臣　武藤　容治

貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

貿易関係貿易外取引等に関する省令（令和七年経済産業省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

本則の表改正後欄第九条第二項第八号中「電機通信」を「電気通信」に改め、同項第十四号中「輸出令別表第三掲げる」を「輸出令別表第三に掲げる」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○総務省告示第三百十九号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二条の二第二項の規定に基づき、令和二年総務省告示第三百九十九号（無線局であって、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として当該無線局の送信設備の設置場所又は移動範囲とすることができない地域を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年九月十八日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第七	**別表第七**
空港その他の飛行場	空港その他の飛行場
［略］	［同上］
石垣空港（沖縄県石垣市）	新石垣空港（沖縄県石垣市）
［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○経済産業省告示第百三十六号

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表第六号の規定により経済産業大臣が告示で定める化学物質の開発又は製造及び宇宙に関する研究（平成十三年経済産業省告示第七百六十一号）は、令和七年十月八日限り廃止する。

令和七年九月十八日

経済産業大臣　武藤　容治

○経済産業省告示第百三十七号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百六十二号）第四条第一項の規定に基づき、インバランスリスク単価等を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第百四十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年九月十八日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（賦課金の特例に係る製造業以外の業種に係る倍数）	（賦課金の特例に係る製造業以外の業種に係る倍数）
第一条　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の規定に基づき経済産業大臣が定める数は、製造業に係る電気	**第一条**　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の規定に基づき経済産業大臣が定める数は、製造業に係る電気

の使用に係る原単位の平均である〇・六二に八を乗じて得た四・九六を、製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均である〇・三七で除して得た三十七分の四百九十六とする。	の使用に係る原単位の平均である〇・六五に八を乗じて得た五・二を、製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均である〇・三八で除して得た三十八分の五百二十とする。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（適用）

2　この告示による改正後のインバランス単価等を定める告示第一条の規定は、この告示の施行後における再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三十七条第一項の規定による認定の申請について適用する。

その他告示

○公正取引委員会・消費者庁告示第十一号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、飲用乳の表示に関する公正競争規約（昭和五十四年公正取引委員会告示第六十一号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

消費者庁長官　堀井奈津子

一　全国飲用牛乳公正取引協議会（委員長　八尾文二郎）の申請に係る飲用乳の表示に関する公正競争規約の一部変更を令和七年八月二十日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

飲用乳の製造又は販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

飲用乳の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

変更後	変更前
（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第１項の規定に基づき、牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及び乳飲料（以下これらを「飲用乳」という。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 （定義） **第２条**　この規約で「牛乳」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等命令」という。）第２条第３項に規定する牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0％以上及び乳脂肪分3.0％以上の成分を含有するものをいう。 ２　この規約で「特別牛乳」とは、乳等命令第２条第４項に規定する特別牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.5％以上及び乳脂肪分3.3％以上の成分を含有するものをいう。 ３　この規約で「成分調整牛乳」とは、乳等命令第２条第９項に規定する成分調整牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0％以上の成分を含有するものをいう。 ４　この規約で「低脂肪牛乳」とは、乳等命令第２条第10項に規定する低脂肪牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0％以上及び乳脂肪分0.5％以上1.5％以下の成分を含有するものをいう。 ５　この規約で「無脂肪牛乳」とは、乳等命令第２条第11項に規定する無脂肪牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0％以上及び乳脂肪分0.5％未満の成分を含有するものをいう。 ６　この規約で「加工乳」とは、乳等命令第２条第12項に規定する加工乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0％以上の成分を含有するものをいう。	（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第１項の規定に基づき、牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及び乳飲料（以下これらを「飲用乳」という。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 （定義） **第２条**　この規約で「牛乳」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）第２条第３項に規定する牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0％以上及び乳脂肪分3.0％以上の成分を含有するものをいう。 ２　この規約で「特別牛乳」とは、乳等省令第２条第４項に規定する特別牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.5％以上及び乳脂肪分3.3％以上の成分を含有するものをいう。 ３　この規約で「成分調整牛乳」とは、乳等省令第２条第８項に規定する成分調整牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0％以上の成分を含有するものをいう。 ４　この規約で「低脂肪牛乳」とは、乳等省令第２条第９項に規定する低脂肪牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0％以上及び乳脂肪分0.5％以上1.5％以下の成分を含有するものをいう。 ５　この規約で「無脂肪牛乳」とは、乳等省令第２条第10項に規定する無脂肪牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0％以上及び乳脂肪分0.5％未満の成分を含有するものをいう。 ６　この規約で「加工乳」とは、乳等省令第２条第11項に規定する加工乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0％以上の成分を含有するものをいう。

７　この規約で「乳飲料」とは、乳等省令第２条第41項に規定する乳飲料であって、重量百分率で乳固形分3.0％以上の成分を含有するものをいう。

８　この規約で「常温保存可能品」とは、乳等省令別表二(一)３ａに規定する常温保存可能品であって、牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳又は乳飲料のうち、連続流動式の加熱殺菌機で殺菌した後、あらかじめ殺菌した容器包装に無菌的に充填したものであって、食品衛生上支障を生ずるおそれがないものとして厚生労働大臣が認めたものをいう。

９・10　（略）

７　この規約で「乳飲料」とは、乳等省令第２条第42項に規定する乳飲料であって、重量百分率で乳固形分3.0％以上の成分を含有するものをいう。

８　この規約で「常温保存可能品」とは、乳等省令別表二(一)２に規定する常温保存可能品であって、牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳又は乳飲料のうち、連続流動式の加熱殺菌機で殺菌した後、あらかじめ殺菌した容器包装に無菌的に充填したものをいう。

９・10　（略）

附　則

この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○中央選挙管理会告示第二十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十一条の二第二項及び第三項の規定に基づき、令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

参議院名簿届出政党等の名称	当選人の住所	当選人の氏名（上野ほたる）
日本維新の会	富山県富山市上赤江町二丁目九番六号	上野　蛍

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

○中央選挙管理会告示第二十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十一条の二第二項及び第三項の規定に基づき、令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区における衆議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

衆議院名簿届出政党等の名称	当選人の住所	当選人の氏名
立憲民主党	山形県山形市鈴川町二丁目三番一号	原田　和広

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

○文部科学省告示第七十四号

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十一条の九第一項の規定に基づき、次の国立大学法人につき運営方針会議を置くことについての承認をしたので、同条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年九月十八日

文部科学大臣　阿部　俊子

名称	承認年月日
国立大学法人筑波大学	令和七年八月二十一日

○農林水産省告示第千四百十五号

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）第十五条第四項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和四年農林水産省告示第千四百十二号）の一部を次のように改正し、同条第六項の規定に基づき公表する。

令和七年九月十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第六　その他環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する重要事項	第六　その他環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する重要事項
１　（略）	１　（略）
２　融資の特例に係る措置	２　融資の特例に係る措置
法第26条に規定する認定農林漁業者及び法第40条第１項に規定する認定基盤確立事業者については、法及び各種資金要綱に基づき、下記の融資の特例措置が講じられている。これらは、環境負荷の低減に必要な機械や施設等の導入に当たっての資金の確保に資するものであることから、国及び基本計画を作成している地方公共団体は、株式会社日本政策金融公庫その他各地域の金融機関等と連携し、これらの特例措置が円滑に活用されるよう努めるものとする。	法第26条に規定する認定農林漁業者及び法第40条第１項に規定する認定基盤確立事業者については、法及び各種資金要綱に基づき、下記の融資の特例措置が講じられている。これらは、環境負荷の低減に必要な機械や施設等の導入に当たっての資金の確保に資するものであることから、国及び基本計画を作成している地方公共団体は、株式会社日本政策金融公庫その他各地域の金融機関等と連携し、これらの特例措置が円滑に活用されるよう努めるものとする。
（認定農林漁業者への措置）	（認定農林漁業者への措置）
・農業改良資金の償還期限の延長（法第23条）	・農業改良資金の償還期限の延長（法第23条）
・林業・木材産業改善資金の償還期間の延長（法第24条第１項及び第２項）	・林業・木材産業改善資金の償還期間の延長（法第24条第１項及び第２項）
・沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）に基づく経営等改善資金の償還期間の延長（法第25条第１項及び第２項）	・沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）に基づく経営等改善資金の償還期間の延長（法第25条第１項及び第２項）
・畜産経営環境調和推進資金の貸付適用（法第36条）	・畜産経営環境調和推進資金の貸付適用（法第26条）
・食品等持続的供給促進資金の貸付適用（法第27条）	・食品流通改善資金の貸付適用（法第27条）
（認定基盤確立事業者への措置）	（認定基盤確立事業者への措置）
・食品等持続的供給促進資金の貸付適用（法第41条）	・食品流通改善資金の貸付適用（法第41条）
・新事業活動促進資金の貸付適用	・新事業活動促進資金の貸付適用
その際、国及び基本計画を作成している地方公共団体は、株式会社日本政策金融公庫その他各地域の金融機関等との連携に当たり、株式会社日本政策金融公庫	その際、国及び基本計画を作成している地方公共団体は、株式会社日本政策金融公庫

等の政府系金融機関が民間金融機関の金融を補完することを旨としていることに鑑み、民間金融機関による積極的かつ主体的な取組を促すよう努めるとともに、国は、ＥＳＧを考慮した融資等が環境負荷低減事業活動の促進に資するものであることに鑑み、民間金融機関によるＥＳＧ地域金融の取組の推進に努めるものとする。	等の政府系金融機関が民間金融機関の金融を補完することを旨としていることに鑑み、民間金融機関による積極的かつ主体的な取組を促すよう努めるとともに、国は、ＥＳＧを考慮した融資等が環境負荷低減事業活動の促進に資するものであることに鑑み、民間金融機関によるＥＳＧ地域金融の取組の推進に努めるものとする。
３・４　（略）	３・４　（略）

附　則

この告示は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

○国土交通省告示第八百八十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七、第二十九条ノ三第三項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、Bureau Veritas SAから登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和七年九月十八日　　国土交通大臣　中野　洋昌

Bureau Veritas SAから登録事項の変更の届出があった件

一　横浜事務所の変更

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	神奈川県横浜市中区日本大通７番地　日本大通７ビル８階
変更後	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目６番２号　みなとみらいグランドセントラルタワー11階

㈡　変更年月日　令和七年九月十六日

○防衛省告示第二百十五号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定により、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

令和七年九月十八日　　防衛大臣　中谷　元

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
静内対空射撃場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）（令和七年防衛省告示第百二十二号）	令和七年六月一日から同年九月二十五日まで	令和七年九月二十六日から同年十二月二十五日まで

○中国地方整備局告示第六十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

中国地方整備局長　杉中　洋一

第１　起業者の名称　鳥取県

第２　事業の種類　一般国道179号改築工事（はわいバイパス・鳥取県東伯郡湯梨浜町田後字背戸地内から同町田後字堀地内まで）並びにこれに伴う町道、農業用道路及び農業用水路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　鳥取県東伯郡湯梨浜町田後字背戸、字新田、字西屋敷、字前更、字二ノ堀及び字堀地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「一般国道179号改築工事（はわいバイパス）並びにこれに伴う町道、農業用道路及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）は、鳥取県東伯郡湯梨浜町田後字二ノ大河下地内の田後西交差点から同町はわい長瀬字高浜地内のはわいインターチェンジまでの延長2.51kmの区間を全体計画区間（以下「本件区間」という。）とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道179号改築工事」（以下、「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体工事の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法第３条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体工事の施行により遮断される農業用道路及び農業用水路の従前の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体又は土地改良区が設置する農業用道路、用水路及び排水路に関する事業に該当する（以下これらを「関連事業」という。）。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件区間は、道路法第13条第１項の指定区間外の区間であり、また、起業者である鳥取県は同法第74条の規定による認可に代えて、本件事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第６条の規定による交付決定を受けていることのほか、関連事業の施行に際し必要な道路管理者等の同意を得ていることなどから、起業者は、これを遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道179号（以下「本路線」という。）は、兵庫県姫路市を起点とし、岡山県津山市を経由して、鳥取県東伯郡湯梨浜町に至る延長約154kmの主要幹線道路である。

鳥取県内における本路線は、山陰地方における大動脈である山陰道と本路線との接続部が位置する沿岸部の湯梨浜町、鳥取県中部の中心都市であり県立美術館が開館したばかりの倉吉市、ラドン温泉で有名な三朝温泉が位置し岡山県境に接する三朝町を南北に結ぶ幹線道路として、鳥取県中部地域の物流や観光を支えるとともに、住民の暮らしを支える生活道路として通勤・通学などに幅広く利用されている。

しかしながら、鳥取県東伯郡湯梨浜町田後地内の田後西交差点から同町久留地内の湯梨浜町役場入口交差点までの約1,800mの区間（以下「現道」という。）は、地域内交通と通過交通が輻輳しており、路肩幅員が狭く歩道幅員も狭小なうえ、切り下げが多く歩行者同士のすれ違いが困難な区間が存在するなど、車両の安全かつ円滑な交通及び歩行者・自転車の安全な通行が十分に確保されていない状況にある。

また、現道のうち湯梨浜町田後地内の田後西交差点からはわい温泉入口交差点までの区間は、商業施設や金融機関等が立地している状況の中で５箇所の信号交差点が連続していることから、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生している。令和６年11月に起業者が実施した渋滞長調査によると、午前のピーク時には、はわい温泉入口交差点を先頭に上り線（西方向）で最大渋滞長370m、最大通過時間約４分、午後のピーク時には、田後東交差点を先頭に下り線（東方向）で最大渋滞長380m、最大通過時間約４分がそれぞれ確認されている。

さらに、はわい温泉入口交差点から終点側に向かって約600mにわたり、歩道幅員が道路構造令の最小値を下回り、かつ沿道施設進入のために11箇所の切り下げが設けられているなど平坦性に乏しい区間が存在し、現道において交通事故が多数発生している一因と考えられる。

本件事業の完成により、現道における通過交通等を本件区間が担うことから、現道の交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者の安全な通行の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が同法等に準じて任意による環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質、騒音及び振動については、いずれも法令に定められた基準等を満足するとされている。

また、上記調査によると、本件事業の施行区域内及びその周辺の土地において、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として指定されているヒメビシ、準絶滅危惧として指定されているミズマツバ、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）」により希少野生動植物に指定され「レッドデータブックとっとり2022」（以下、「県ＲＤＢ」という。）により絶滅危惧Ⅱ類に指定されているセキショウモのほか、県ＲＤＢに掲載されるが情報不足とされているフサモの一種が確認されている。本件事業がこれらの種に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生育環境が広く残されることなどから、影響はない若しくは極めて小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で、特別な措置を講ずべき重要種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所確認されているが、湯梨浜町教育委員会と協議のうえ、試掘調査を行ったところ、埋蔵文化財は存在せず、工事実施には支障がない旨の回答を得ている。今後、現地において未知の埋蔵文化財が確認された場合は、湯梨浜町教育委員会と協議し、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、令和元年９月13日に都市計画決定され、令和４年11月15日に変更決定された都市計画と、路肩等の幅員及び交差点形状を除き基本的内容については整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、できるだけ早期にその緩和を図るとともに、安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者の安全な通行を確保する必要があると認められる。

また、鳥取県中部の１市４町の首長や議長等で構成する中部地区行政振興協議会等から、本件事業の早期完成を強く要望されている。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　鳥取県東伯郡湯梨浜町役場

○茨城県公安委員会告示第七十号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

茨城県公安委員会委員長　白川　洋子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年九月二十日まで

変更後

指定の期限　令和七年十二月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

指定の期限　令和七年九月二十日まで

変更後

指定の期限　令和七年十二月二十日まで

○岐阜県公安委員会告示第十三号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

岐阜県公安委員会委員長　林　　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日岐阜県公安委員会告示第十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年九月二十日まで

変更後

指定の期限　令和七年十二月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年八月二日岐阜県公安委員会告示第十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　指定の期限　令和七年九月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

○愛知県公安委員会告示第二十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

愛知県公安委員会委員長　中尾　友紀

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日愛知県公安委員会告示第十号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年九月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日愛知県公安委員会告示第十号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　指定の期限　令和七年九月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

○三重県公安委員会告示第二十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

三重県公安委員会委員長　吉田すみ江

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日三重県公安委員会告示第十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年九月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日三重県公安委員会告示第十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　指定の期限　令和七年九月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

○滋賀県公安委員会告示第百十四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

滋賀県公安委員会委員長　北村　嘉英

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日滋賀県公安委員会告示第七十号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年九月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日滋賀県公安委員会告示第七十号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　指定の期限　令和七年九月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

○京都府公安委員会告示第百四十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

京都府公安委員会委員長　在田　正秀

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年八月二日京都府公安委員会告示第百三十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年九月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年八月二日京都府公安委員会告示第百三十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　指定の期限　令和七年九月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

○大阪府公安委員会告示第百三十号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

大阪府公安委員会委員長　辻内　宏治

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日大阪府公安委員会告示第六十四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年九月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日大阪府公安委員会告示第六十四号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　指定の期限　令和七年九月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

○兵庫県公安委員会告示第百九十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

兵庫県公安委員会委員長　津田　隆雄

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日兵庫県公安委員会告示第百四十五号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年九月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日兵庫県公安委員会告示第百四十五号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　指定の期限　令和七年九月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

国会事項

衆議院法制局

辞令

（法制次長）衆議院法制局参事　笠井　真一

法制企画調整部長法制局参事神﨑一郎海外出張不在中同部長事務取扱を命ずる（九月十四日）

人事異動

内閣

国務大臣　鈴木　馨祐

国家公安委員会委員長坂井学帰朝につき国家公安委員会委員長事務代理を免ずる

同　鈴木　馨祐

内閣府特命担当大臣坂井学帰朝につき内閣府特命担当大臣（防災及び海洋政策）事務代理を免ずる

（以上九月十二日）

国務大臣　武藤　容治

内閣府特命担当大臣城内実海外出張不在中内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、人工知能戦略及び経済安全保障）事務代理を命ずる（九月十三日）

内閣府

野原　嘉孝

願に依り沖縄振興審議会委員を免ずる

坂井　浩二

沖縄振興審議会委員に任命する（以上九月十六日）

内閣府　文部科学省

山名　元

原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長に任命する（九月十五日）

叙位・叙勲

○叙位

（東北大学名誉教授）　山之内和彦

正四位に叙する

（旭川工業高等専門学校名誉教授）　津村　幸雄

従四位に叙する

岩元　暢秀　小口　晴子

杉村　博道　中井　正人

正六位に叙する（各通）

宇野　浩司　大久保隼人

勝又　達彦　下村　悦夫

長谷川春夫

従六位に叙する（各通）

正七位に叙する

従七位に叙する（以上八月十一日）

（岡山大学名誉教授）　小平　新一

正四位に叙する

（福島県立医科大学名誉教授）　大峰　重美

従四位に叙する　谷　博文

正七位に叙する

従五位に叙する（各通）　高野　嘉郎

天井　勇　奥友　恒徳

高瀬　裕二　山口　滋雄

正六位に叙する（各通）

荒若　諒子　大橋　廣中

菊池　正充　黒相　智

佐伯　武彦　重山　昌男

（厚生労働事務官）　甲斐　一男

従六位に叙する（各通）　大本　堯史

正七位に叙する

従七位に叙する（各通）（以上八月十二日）　阿部　力哉

（釧路工業高等専門学校名誉教授）　相馬　時夫

従四位に叙する（各通）　福岡　正光

小沼　禧成

中田　保彦　大畑　拓爾

猛　重藤　正人　木檜　行孝

従五位に叙する（各通）　西山　堅

池畠　猛　重藤　正人　松田　誠

正六位に叙する（各通）

大山　誠　奥野　重治　北澤　達

瀬川佐武郎　高浦　耿介

竹内　恒彦　黒田ノリ子

（三等陸佐）　喜納　正治

南里　茂　野口　吉晴　渡部　安一

松浦　正　丸山　敏信

和田　眞一　笹島　春己

従六位に叙する（各通）　中村　佑

谷川　一平　田中久二朗

廣江　章　中林　裕雄

御園　征男　前田　直己

齋藤　義弘

高橋　義昭

杉田　忠治　杉山　喜昭　堀井　光夫

正七位に叙する（各通）　新谷　浩三

従七位に叙する（以上八月十三日）　高橋　一夫

桑幡　晏州　小田　壽

従五位に叙する（各通）　村田　武

従七位に叙する（以上八月十四日）　久保谷孝夫

従六位に叙する　濱崎　義幸

従七位に叙する（以上八月十七日）　河本　三郎

従五位に叙する（八月十七日）　大峰　重美

従六位に叙する（八月十八日）　林　重男

正四位に叙する（八月十九日）

○叙勲

旭日双光章を授ける（各通）（八月十一日）　久保谷孝夫

旭日単光章を授ける（八月十四日）　杉村　博道

旭日小綬章を授ける（八月十七日）　中井　正人

勝又　達彦　高野　嘉郎

瑞宝双光章を授ける（各通）　甲斐　一男　中村　進

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十一日）

（福島県立医科大学名誉教授）　阿部　力哉

瑞宝小綬章を授ける

菊池　正充　北澤　達

黒田ノリ子　高瀬　裕二

松田　誠

（厚生労働事務官）

瑞宝双光章を授ける（各通）

佐伯　武彦　相馬喜代一　相馬　時夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十二日）

齋藤　義弘　杉山　喜昭　瀬川佐武郎

高橋　義昭　竹内　恒彦

（三等陸佐）

中田　保彦　廣江　章　谷川　一平

瑞宝双光章を授ける（各通）　和田　眞一

大久保勝利　南里　茂

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十三日）

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年九月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十八日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 占用を制限する区域　能代市二ツ井町小繋字中島一〇八番三から同市二ツ井町小繋字恋の沢五三番三まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年九月十八日

(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

岐阜労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岐阜県最低賃金（昭和55年岐阜労働基準局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月18日

岐阜労働局長　原田　浩一

第４号中「１時間1,001円」を「１時間1,065円」に改める。

愛知労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、愛知県最低賃金（昭和55年愛知労働基準局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月18日

愛知労働局長　小林　洋子

第４号中「１時間1,077円」を「１時間1,140円」に改める。

香川労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、香川県最低賃金（昭和55年香川労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月18日

香川労働局長　友住弘一郎

第４号中「１時間970円」を「１時間1,036円」に改める。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして令和七年九月二日付けで指定したので、同条第八項の規定に基づき公告する。

令和七年九月十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

測量及び調査を行った者の名称	申請を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
愛知県	愛知県知事	都市計画道路大府東浦線の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	愛知県大府市森岡町三丁目の一部
愛知県	愛知県知事	主要地方道瀬戸大府東海線の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	愛知県長久手市岩作高根の一部
北陸地方整備局金沢河川国道事務所	北陸地方整備局長	一級河川梯川改修鍋谷川改修事業の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	石川県小松市千代町の１部
岐阜県	岐阜県知事	県営経営体育成基盤整備事業八布施地区の確定測量図及び調査簿	岐阜県中津川市福岡字西八布施、字中八布施、字横手、字高ノ巣の各一部
岐阜県	岐阜県知事	県営中山間地域総合整備事業阿木地区の確定測量図及び調査簿	岐阜県中津川市阿木字ヒヤケ、字赤坂、字丁子ヶ平、字野内、字上細田、字西ヶ洞、字一丁田、字寺島、字山下、字浮流、字小皿田、字沼田、字深田、字池ノ田の各一部
四国地方整備局土佐国道事務所	四国地方整備局長	一般国道55号　南国安芸道路工事の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	高知県香南市野市町下井字ラノ丸の一部
四国地方整備局徳島河川国道事務所	四国地方整備局長	一級河川旧吉野川自然再生事業所要の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	徳島県鳴門市大麻町板東字西カルカヱの一部、徳島県鳴門市大麻町桧字カルカヱの一部
四国地方整備局徳島河川国道事務所	四国地方整備局長	一般国道32号下三防災工事の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	徳島県三好市山城町下三字市山の一部、徳島県三好市山城町下川字ナガ〃の一部
四国地方整備局那賀川河川事務所	四国地方整備局長	一級河川那賀川改修工事（下大野地区）における土地の使用に伴い作成した地図及び調査簿	徳島県阿南市下大野町渡り上りの一部
宮城県	宮城県知事	岩沼地区第１分区農山漁村地域復興基盤総合整備事業確定図及び調査簿	宮城県岩沼市下野郷の１部、押分の一部、玉浦西の一部、名取市堀内の一部
宮城県	宮城県知事	岩沼地区第２分区農山漁村地域復興基盤総合整備事業確定図及び調査簿	宮城県岩沼市下野郷の１部、押分の一部
宮城県	宮城県知事	岩沼地区第５分区農山漁村地域復興基盤総合整備事業確定図及び調査簿	宮城県岩沼市寺島の１部
四国地方整備局徳島河川国道事務所	四国地方整備局長	一級河川旧吉野川自然再生事業所要の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	徳島県板野郡藍住町乙瀬字北新田の一部

公　告

諸　事　項

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第３条第２項の規定に基づく公告

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和53年法律第42号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月18日

国土交通大臣　中野　洋昌

下記の工作物の所有者、管理者及び占有者殿

下記の工作物は、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第３条第１項第１号の用に供されるおそれがあると認められるので、同項の規定に基づき、令和７年９月19日から令和８年９月18日までの間、当該工作物を同項第１号の用に供することを禁止します。

記

千葉県山武郡芝山町岩山字押堀1900番４に所在する木造平屋建の建築物一棟及びこれらに附属する工作物（通称「岩山団結小屋」）

なお、上記の処分に不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第１項の規定によって、上記の処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和53年法律第42号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月18日

国土交通大臣　中野　洋昌

下記の工作物の所有者、管理者及び占有者殿

下記の工作物は、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第３条第１項第１号の用に供されるおそれがあると認められるので、同項の規定に基づき、令和７年９月19日から令和８年９月18日までの間、当該工作物を同項第１号の用に供することを禁止します。

記

千葉県山武郡芝山町朝倉字山王台460番２に所在する木造平屋建の建築物二棟及びこれらに附属する工作物（通称「三里塚野戦病院」）

なお、上記の処分に不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第１項の規定によって、上記の処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

除 権 決 定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０６０号
東京都港区愛宕２丁目５番１号
清算株式会社　株式会社Ａ－Ｄｉｇｉｔａｌ
代表清算人　紫牟田慶輝
１　決定年月日　令和７年９月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第５号
東京都大田区田園調布５丁目53番16号
清算株式会社　石丸商店株式会社（旧株式会社デフィ）
代表清算人　石丸　良弘
１　決定年月日　令和７年９月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
佐賀地方裁判所

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０３８号
東京都千代田区麹町３丁目３番地　ＫＤＸ麹町ビル４階
清算株式会社　株式会社正学社
代表清算人　上野　安夫
１　決定年月日　令和７年９月３日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
清算株式会社は、協定債権者から、協定債権のうち、令和７年１月２日以降の利息及び遅延損害金については、本協定の認可決定が確定した日に全額免除を受ける。
２　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
第２　弁済及び免除
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定確定後１ヵ月以内に、特別清算申立日時点の資産である100万円を各協定債権者の債権額按分にて弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は直ちにこれを換価して、各協定債権者に対し、必要な費用を控除した残額を弁済する。
この場合、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

令和七年九月十八日
東京都中央区晴海三―一六―一―三三〇三
合同会社Ｓｕｐｅｒｉｏｒ　Ｒｅｓｏｌｕｔｉｏｎ
代表社員　枝　龍星

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年九月十八日
東京都板橋区南常盤台一―一一―六レフア南常盤台一〇一号室
Ｗｏｒｔｈ　Ｒｅｌａｔｉｏｎ合同会社
代表社員　丸目　聖人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年九月十八日
東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
合同会社横浜ベイホテルマネジメント
代表社員　合同会社ＲＥＯインベストメンツ
職務執行者　成願　隆史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年九月十八日
神奈川県茅ヶ崎市松が丘二丁目五番八号ボヌール湘南一〇一
ｃｏｃｏ　ｓｍｉｌｉｎｇ合同会社
代表社員　布浦ひろみ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和七年十一月四日であり、組織変更後の商号はアルトワ株式会社とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年九月十八日
福井市運動公園一丁目三〇六番地
ＡＬＴＷＡ合同会社
代表社員　小玉　修平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年九月十八日
東京都新宿区北新宿四丁目三番一一号二〇四
（甲）合同会社ＦＵＥＬ
代表社員　安富　秀樹
東京都千代田区外神田三丁目一三番五号松井ビル五階
（乙）合同会社ＳＯＲＴ
代表社員　中村　雄大

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年九月十八日
埼玉県新座市栄四丁目二―二四
Ｒｅｖｅマネジメント合同会社
代表社員　深澤　亮

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年九月十八日
埼玉県川口市本町四丁目三番一四号・小峰第一ビル四階―Ｓ七　合同会社アマネクス
代表社員　矢嶋　孝康

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年九月十八日
千葉県印西市草深二三八六―二七
合同会社ＩＢＣ
代表社員　遠田　浩哉

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号は、システムサポート株式会社とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。
令和七年九月十八日
東京都文京区湯島三丁目三六番二号中村ビル三階
システムサポート協同組合
代表理事　原田　武司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://cybridgegroup.jp/publicnotice/cybridge/
（乙）https://kktechnologies.jp/publicnotice/
令和七年九月十八日
東京都中央区日本橋室町一丁目一三番一号ＤＫノア四階
（甲）株式会社サイブリッジ
代表取締役　水口　翼
東京都新宿区新宿三丁目一二番四号新宿Ｎタウンプラザ三〇九号
（乙）ＫＫテクノロジーズ株式会社
代表取締役　水口　翼

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の東京都千代田区外神田三丁目一三番五号松井ビル三階における社交飲食店事業「Ｃｈｅｒｉｅｂｅｌｌ」に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年九月十八日
東京都渋谷区神宮前一丁目二〇番一四号
（甲）合同会社プロスペラス
代表社員　下田　真也
東京都千代田区外神田三丁目一三番五号松井ビル五階
（乙）合同会社ＳＯＲＴ
代表社員　中村　雄大

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の東京都千代田区外神田三丁目一三番五号松井ビル三階における社交飲食店事業「ＨＩＧＨ―ＳＰＥＣ　ＰＲＩＮＣＥＳＳ」に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年九月十八日
東京都新宿区北新宿四丁目三番一一号二〇四
（甲）合同会社ＦＵＥＬ
代表社員　安富　秀樹
東京都千代田区外神田三丁目一三番五号松井ビル五階
（乙）合同会社ＳＯＲＴ
代表社員　中村　雄大

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）https://www.navd.co.jp/
令和七年九月十八日
東京都千代田区有楽町一丁目二番二号
（甲）サンフロンティア不動産株式会社
代表取締役　齋藤　清一
東京都千代田区有楽町一丁目二番二号
（乙）株式会社Ｎａｖｄ
代表取締役　二宮　光広

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月二十一日であり、組織変更後の商号はランチャーズホールディングス株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日

名古屋市昭和区御器所二丁目四番一四号―一

オフィスブライアン合同会社

代表社員　岸田　高明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日

大阪市中央区玉造一―一五―一二―一二〇三

佳成合同会社

代表社員　李　萍

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日

香川県高松市香川町大野一七五三番地一

合同会社エイチケイエス

代表社員　平山　清隆

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日

熊本市東区江津二丁目三二番八三―三号

合同会社ファンロン

代表社員　長井　和樹

効力発生日変更公告

当社は、令和七年九月十九日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年十一月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年九月十八日

群馬県前橋市広瀬町三丁目一八番地一五

ハーモニーピープル株式会社

代表取締役　市村　均弥

解散公告

当法人は、令和七年八月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十八日

富山県黒部市三日市三三三六番地

特定非営利活動法人ｉｄｅｎｇｒｏｗ

清算人　杉原　史浩

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万五千円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月十八日

東京都千代田区有楽町一丁目一三番二号第一生命日比谷ファースト一八階

株式会社ＫＪホールディングス

代表取締役　戸﨑　豊

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金七億八千二十万二千四百六十九円減少し金九千九百万円とし、減少額全額を資本準備金に組み入れるものとすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.cordia-directions.com/about-4

令和七年九月十八日

東京都東村山市青葉町三丁目三九番二〇号

株式会社Ｃｏｒｄｉａ　Ｄｉｒｅｃｔｉｏｎｓ

代表取締役　加賀野井薫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二千万円減少し金一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十三日

掲載頁　一二三頁（号外第一三一号）

令和七年九月十八日

愛知県春日井市大手町四四番地

堀尾物産株式会社

代表取締役　堀尾　成臣

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月十八日

長崎県諫早市高来町三部壱二六四番地

有限会社広域運送

代表取締役　緒方　太郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十八日

東京都江戸川区西一之江四丁目一〇番一五号

第一印刷株式会社

代表取締役　小粥　恭之

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十八日

和歌山県和歌山市西旅籠町四番地

株式会社ファースト・コーポレーション

代表取締役　垂井　一

株式併合につき株券提出公告

当社は、株式十株を一株に併合することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十一月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年九月十八日

東京都中央区日本橋箱崎町一七番一号

濱屋商事株式会社

代表取締役　濱口　道雄

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十月二十三日までに当社にご提出下さい。

令和七年九月十八日

北海道旭川市九条通十二丁目

畠山建設株式会社

代表取締役　畠山　好司

訂正公告

令和七年六月二十五日（本紙第一四九三号）掲載の左記会社に係る合併公告中、「効力発生日は令和七年八月一日」とあるは「効力発生日は令和七年七月三十一日」の誤りにつき訂正します。

令和七年九月十八日

（吸収合併存続会社）

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二階

ＨａｎａＦｕｓａ合同会社

代表社員　堀内　聖子

（吸収合併消滅会社）

東京都豊島区西巣鴨四丁目六番一号庚申ビル三階　けんこうライフラボ合同会社

代表社員　ＨａｎａＦｕｓａ合同会社

職務執行者　堀内　聖子

訂正公告

令和七年七月二十五日（号外第一七〇号）掲載の第六十八期決算公告（枠組）中、特別損益の金額「100」を「△1,160」に訂正いたします。

「特別損失　1,160」を削除いたします。

令和七年九月十八日

名古屋市東区葵一丁目一九番三〇号

トランコム株式会社

代表取締役　神野　裕弘